

○朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

平成 25 年 1 月 15 日 条例第 8 号

改正

平成 28 年 3 月 28 日 条例第 5 号

平成 30 年 3 月 29 日 条例第 6 号

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市地域福祉計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、朝霞市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。